

**申請前に必ずご一読願います**



## 令和6年度 登米市住宅用新エネルギー設備導入支援事業 補助金申請の手引き

【補助金申請手続きについて事前のお願い】

- ◆補助金の申請を予定している方は、市の補助金交付要綱及びこの手引きをご一読いただき、その内容をご理解の上、手続きを行ってください。
- ◆市の補助金交付決定通知書が届く前に対象機器の設置工事に着工（一般の場合）または引渡しを受ける（建売用の場合）と補助金を交付できませんのでご注意ください。
- ◆定められた期間内に手続きが完了しない場合は、補助金の交付を受けられません。設置工事の期間等を十分考慮したスケジュールで、手続きを行ってください。

### 【申請受付期間】

令和6年4月1日（月）～令和7年3月10日（月）

受付期間内であっても、予算額に達したときは、受付を終了します。

### 【補助対象事業】

#### ①木質バイオマス燃焼機器設置事業

（ペレット又は薪などを燃料として使用する暖房機及びボイラー）

### 【お問い合わせ先・申請書の提出先】

登米市 市民生活部 環境課 環境政策係

〒987-0446 登米市南方町新高石浦 130

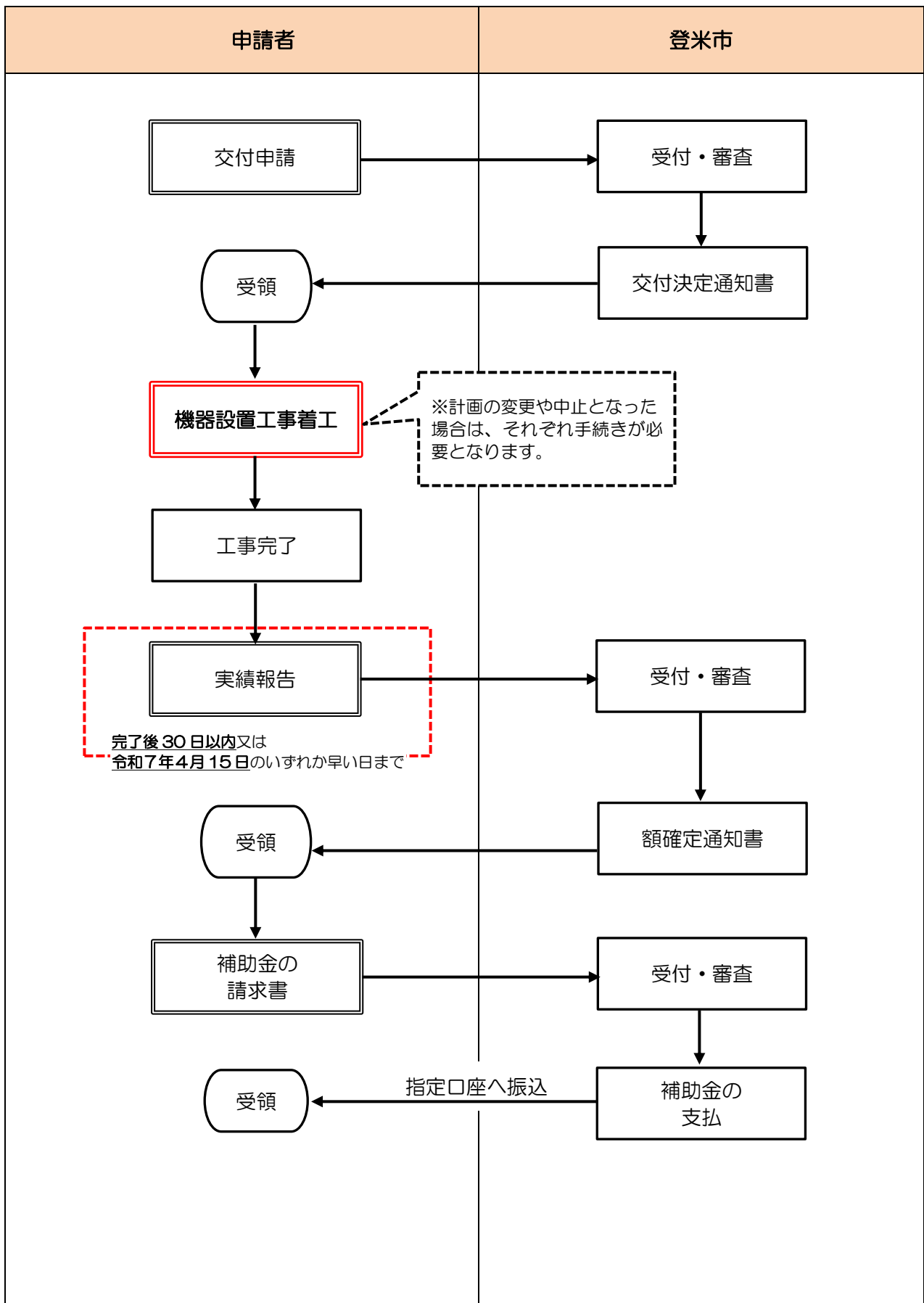
電話 0220-58-5553 FAX 0220-58-3345

E-mail [kankyo@city.tome.miyagi.jp](mailto:kankyo@city.tome.miyagi.jp)

## 【目 次】

◆手続きフロー .....	2
1. 事業の目的 .....	3
2. 木質バイオマス燃焼機器設置事業 .....	3
(1) 補助対象者 .....	3
(2) 補助対象となる木質バイオマス燃焼機器 .....	3
(3) 補助対象経費 .....	3
(4) 補助金額 .....	3
(5) 申請受付期間 .....	3
3. 申請書類等の提出先 .....	4
4. 補助金の交付申請 .....	4
5. 補助事業の変更、中止 .....	4
6. 実績報告について .....	5
7. 補助事業完了後に守っていただく事項 .....	6
(1) 財産の処分制限 .....	6
(2) 関係書類の保管 .....	6
(3) 現地調査等 .....	6

## ◆手続きフロー



## 1. 事業の目的

---

新エネルギーの導入を促進し、低炭素社会の実現及び地球温暖化の防止を目的に、**木質バイオマス燃焼機器**を設置する当該市民に対し予算の範囲内で登米市住宅用新エネルギー設備導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するもの。

◎補助金の申請回数は1世帯当たり1回とします。ただし、木質バイオマス燃焼機器設置事業は、暖房機とボイラーをそれぞれ申請できます。

## 2. 木質バイオマス燃焼機器設置事業

---

### (1) 補助対象者

以下の全てを満たすもの

- ① 市内に住所を有する（予定を含む）個人で、補助対象機器を設置する建物を住宅として使用する人 ※法人は対象外です。
- ② 交付決定日以降に補助対象機器の設置を行う人、又は引渡しを受ける人
- ③ すべての市税に滞納がない人
- ④ 当該補助金の交付をこれまでに受けていない人

### (2) 補助対象となる木質バイオマス燃焼機器

以下の全てを満たすこと。

- ① ペレット又は薪などを燃料として使用する暖房機及びボイラーであること
- ② 未使用のものであること

### (3) 補助対象経費

木質バイオマス燃焼機器の購入・設置に関する費用  
（消費税及び地方消費税の額は除く）

### (4) 補助金額

補助対象経費の1/3又は10万円のいずれか低い額  
（上限額10万円、千円未満切り捨て）

### (5) 申請受付期間

令和6年4月1日（月曜日）～令和7年3月10日（月曜日）※必着  
予定件数：9件程度

※ 募集期間内であっても、受理した補助金交付申請に係る補助金の額の合計が令和6年度予算の総額に達したときは、受付を終了します。（令和6年度予算額90万円）

### 3. 申請書類等の提出先

〒987-0446 登米市南方町新高石浦 130（登米市役所南方庁舎 2階）

登米市 市民生活部 環境課 環境政策係

電話：0220（58）5553 FAX：0220（58）3345

※ 郵送で提出する場合は、必ず簡易書留等の配達記録が残る方法をお願いします。

各種申請書類は上記まで直接持参又は郵送にてご提出ください。

提出部数は各1部です。

### 4. 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする方は、補助対象機器設置工事の着工（建売の場合は引渡し）前に以下の書類を環境課へ提出してください。

（補助金交付決定通知が届くまで、設置工事に着工（引渡し）することはできません。）

提出区分	提出書類	注意事項等
必須提出	① 補助金交付申請書（※）	
	② 収支予算書（※）	
	③ 工事請負契約書又は見積書の写し	・補助対経費の内訳が記載されているもの
	④ カタログ及び仕様書の写し	・補助対象機器が確認できるもの
	⑤ 現況写真及び配置予定図	・補助対象機器の設置場所がわかるもの
	⑥ 市税の納税証明書	・令和5年度の全ての市税に滞納がないことを証明するもの
必要に応じて提出	⑦ 住宅の所有者の承諾書（※）	・当該住宅が申請者の所有でない場合又は共有している場合に提出
	⑧ 手続代行届（※）	・手続代理者及び手続代行者を依頼する場合に提出

（※）・・・環境課備え付け又は登米市のホームページからダウンロードした様式をご使用ください。

### 5. 補助事業の変更、中止

市の交付決定通知書を受領後に計画（申請）内容の変更（軽微なものは除く）をするとき又は補助事業を中止しようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を環境課まで提出してください。

（計画変更により補助金額が増額になった場合でも、補助金の額は増額されません。）

## 6. 実績報告について

設置（引渡し）完了後、以下の書類を環境課に提出してください。

提出区分	提出書類	注意事項等
必須提出	① 実績報告書（※）	
	② 収支決算書（※）	
	③ 対象機器の設置状況を示す写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本体の写真と型番・製造番号・メーカー名が確認できる銘板の写真</li> <li>※新築の建物に設置する場合は、建物の外観の写真を追加</li> </ul>
	④ 領収書の写し及び内訳書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 補助対象経費の支払がわかるもの</li> </ul>
	⑤ 振込先金融機関の口座通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 口座情報記載の見開きページ</li> </ul>
必要に応じて提出	⑥ 建築確認済証の写し及び住宅が確認できる立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 機器が設置された住宅を購入した場合に提出</li> </ul>
	⑦ 登記事項証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 別荘等に設置する場合に提出 （自己の居住する建物以外に対象機器を設置した場合・対象機器が設置された別荘等を購入した場合）</li> <li>• 補助事業者が対象機器を設置した建物を所有していることを証明するもの。</li> </ul>
	⑧ 住民票の原本	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 申請時に市内に住所がない場合に提出</li> <li>• 対象機器を設置した住宅に居住していることがわかるもので発行日から3か月以内のもの。</li> </ul>

（※）・・・環境課備え付け又は登米市のホームページからダウンロードした様式をご使用ください。

### 【提出期限】

実績報告書の提出期限は、次のいずれか早い日になります。

- (1) 事業が完了した日から起算して **30日以内**
- (2) **令和7年4月15日（火）【17時まで必着】**

**【注意】事業の完了日は令和7年3月31日以前の日となります**

期限内に実績報告書の提出がない場合は、原則として市の補助金を交付することができませんので、計画的な設置工事をお願いします。

## 7. 補助事業完了後に守っていただく事項

---

### (1) 財産の処分制限

やむを得ない理由により、設置した補助対象システムを交付確定のあった日の属する年度の翌年度末日までの期間内において取り外す、手放すなどの処分をする場合は、あらかじめ「補助対象機器財産処分承認申請書（様式第5号）」を市に提出し、承認を受ける必要があります。該当する場合は市にご相談ください。

### (2) 関係書類の保管

この補助事業における関係書類については、交付確定のあった日の属する年度の翌年度末日まで大切に保管してください。

### (3) 現地調査等

市は補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、補助金の交付後においても、補助事業者、手続き代理人及び手続き代行者に報告を求め、又は現地調査等を行うことがあります。